

薬価制度の抜本改革に向けた基本方針について

平成 28 年 12 月 7 日

伊藤 元重

榊原 定征

高橋 進

新浪 剛史

前回の諮問会議で、厚生労働大臣から、薬価制度の抜本改革に向け「イノベーションの推進」と「国民皆保険制度の持続性」の両立を目指した検討の方向性が示された。

その柱建ての下、基本方針においては、以下に掲げる、改革の基本原則及び実現に向けた重要な取組方針を踏まえ、短期的課題について明確な方針を決定するとともに、来年中に決定する事項（中期的課題）についての検討の方向性の双方を盛り込むよう提案する。

原則 1：市場実勢価格と乖離した薬価差は国民に還元する

- 全品を対象として、保険収載後、前提となっていた使用量または市場実勢価格の変化幅に応じ、年 1 回以上薬価（後発品を含む）を見直すこと（効能追加等に伴う一定規模以上の市場拡大に対して、新薬収載の機会を最大限活用して、年 4 回薬価を見直すこと。市場実勢価格を適時に薬価に反映するため、全品を対象に、毎年薬価調査及び薬価改定を行うこと）
- 薬価算定方式の正確性・透明性を徹底し、国民への説明責任を果たすこと
- 特に高額医薬品等について、制度の差異を踏まえつつ外国価格をより正確に把握するなど、外国価格調整の方法を改善すること
- 薬価調査の正確性等について政府として検証し、それを踏まえて調査自体の見直しを検討し、来年中に結論を得ること

原則 2：革新的新薬の創出を進めるため、イノベーションを推進する効果的な仕組みとする

- 新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度について、真にイノベーション創出の観点から効果的・効率的な制度となるよう、ゼロベースで抜本的に見直すこと

- 革新的新薬創出を促進するため、費用対効果の高い薬には薬価を引き上げることも含め、費用対効果評価を薬価の仕組みに本格導入すること。それに当たっては、専門的知見を踏まえるとともに第三者的視点に立った組織・体制をはじめとする実施の在り方を検討し、来年中に結論を得ること
- 画期的な新薬創出に向けたイノベーションや研究開発投資の促進のためのインセンティブ措置を講じること（効能に応じて営業利益率を加算する仕組み等）

原則 3：流通面における公正取引、安定化・効率化を推進する

- 卸売業者による安定的な供給機能の確保のため、流通の効率化を進めるとともに、安定的に一定の適正な利益が確保されるよう、公正取引の推進、市場環境に伴う収益構造への適切な対処を進めること
- 適切な価格形成を図るため、単品単価取引の徹底、早期妥結の促進を図ること

原則 4：制度改革のPDCAを推進する

- 制度の具体化に当たっては、基本方針を踏まえるとともに、工程を明らかにして取り組むこと。また、制度改革の効果をしっかり検証・公表し、必要な見直しを加えていくこと